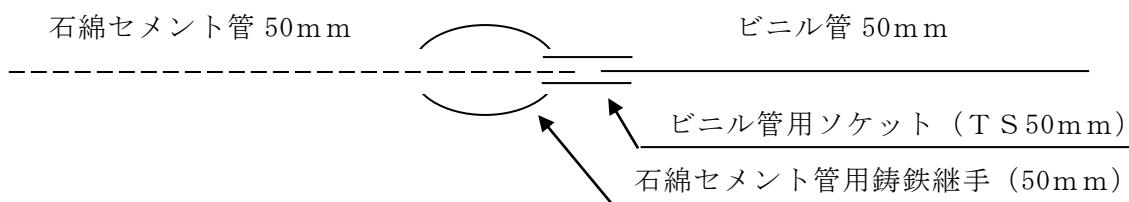


石綿セメント管の修繕方法について

(制定 昭和45年9月2日課長決)

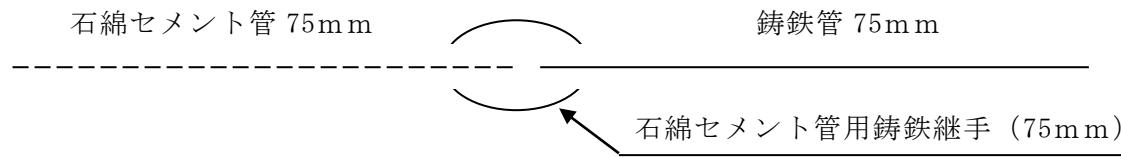
1 口径 50mmの場合

ビニル管 (50mm) にビニル管用ソケット (TS 50mm) を接合すれば、その外径が石綿セメント管 (50mm) とほとんど等しくなるので、石綿セメント管用鋳鉄継手 (ギボルトジョイント) を用いて、ビニル管で補修を行うこと。



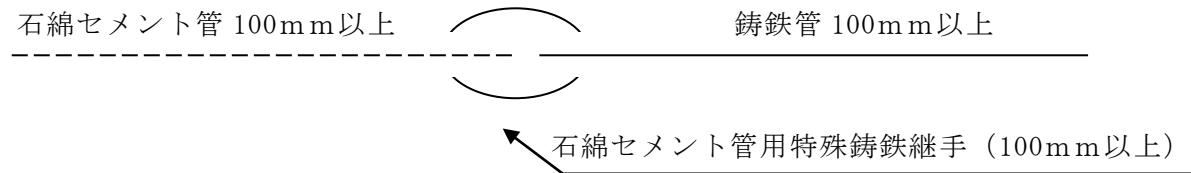
2 口径 75mmの場合

石綿セメント管 (75mm) と鋳鉄管 (75mm) の外径がほとんど等しいので石綿セメント管用鋳鉄継手を用いて鋳鉄管で補修を行うこと。



3 口径 100mm以上の場合

石綿セメント管用特殊鋳鉄継手 (石綿セメント管と鋳鉄管の接続用) を用いて鋳鉄管で補修を行うこと。



注 1 今後石綿セメント管の補修等は上記の工法により行うこととし、石綿セメント管及び同異形管は使用しない。

2 接合替工事及び配水管 (石綿セメント管) よりの分岐の場合も上記工法に準じて行うこと。